

◎ 生活道路と都市計画道路

■ 生活道路

- ・ 地域住民の日常生活に利用される道路
- ・ 地域内の移動、幹線道路に出るまでの道路

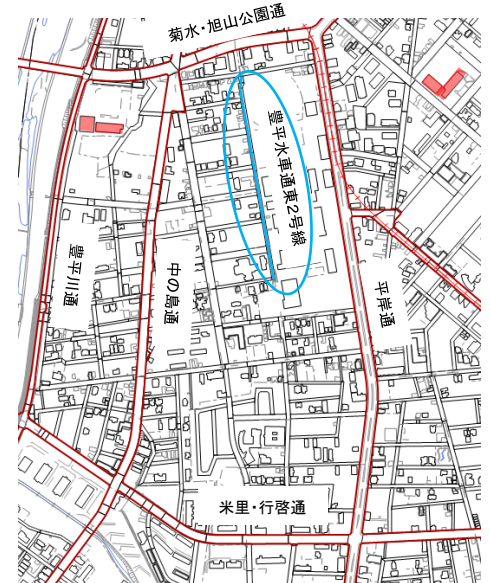
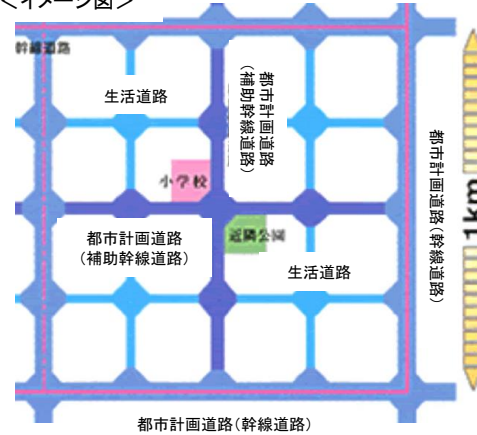
■ 都市計画道路

- ・ 円滑な移動を確保する交通機能を持った道路
- ・ 都市の基盤となる道路



≡ 幹線及び補助幹線道路

<イメージ図>



1. 事業化に向けた検討

- ・ 整備の必要性、予算、大まかなスケジュールについて整理し、市内部の合意形成をはかります。
- ・ 多くの他の懸案路線より優先して整備が必要⇒**整備効果が高い**と言える根拠が必要となります。

- ✓ 用地買収の見込みは（地権者の人数等）？
- ✓ 施工の規模感・コストは（工事延長・建物の補償費等）？
- ✓ 道路の構造は（歩道の有無・幅・未改築等）？

- ✓ 地域からの要望は（交通事故の発生件数等）？
- ✓ 道路の位置付けは（幹線道路・住区計画等）？
- ✓ 道路の利用実態は（通学路・交通量等）？

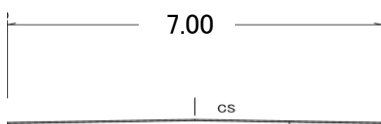
A. 既事業化路線（進行中）



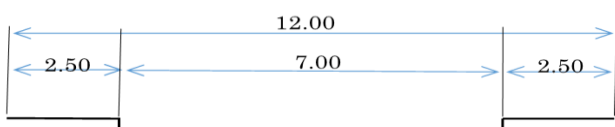
◎基本データ

延長：約390m
 通学児童：約70人
 交通量(12H)：約1,000台
 既存整備：未改築
 事業費：
 約3億円（用地補償）
 約1.5億円（工事費ほか）

整備前



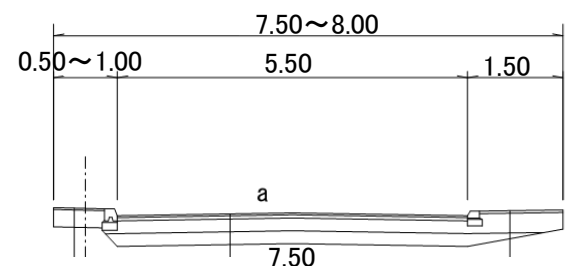
整備後



B. 懸案路線 <豊平水車通東2号線>



整備前



2. 地元説明⇒地元合意⇒事業化決定 【1年目】

※【】内は「A.既事業化路線」の実績

- ・ 事業に係る権利者及び関係者の方々に、事業計画案を提示し測量や用地補償の概要説明を行います。
- ・ 地元からの合意を得て事業化決定となります。

※ 用地買収について地権者からの一定の理解が得られている必要があります。

3. 用地測量⇒道路区域決定 【2年目】

- ・ 拡幅する道路用地を測量・求積し、沿線地権者と用地境界の承諾書を交わします。
- ・ 区域決定した土地は権限の取得前でも、土地の利用について一定の制限が掛かります。

4. 用地買収（物件補償） 【2～6年目】

- ・ 土地・建物の調査を基に、補償金の評定を行い、権利者と協議・契約を行います。

※ 協議が難航した場合は基本的に協議の継続、計画の見直しが発生し、進捗が著しく停滞する場合があります。

※ 最終手段として「土地の収用（強制的な土地の取得）」がありますが、このような生活道路の整備において手続きに至るには審査や認可等のいくつかの壁があります。

5. 道路詳細設計⇒支障移設工事⇒道路工事 【6～8年目】

- ・ 用地買収の目的が立った段階で、工事発注に必要な設計を行い工事図面を作成します。
- ・ 道路工事を行う前に、電柱等の支障物件の移設工事を行います。
- ・ 道路工事を実施します。工事の内容によっては片側通行や通行止め等の規制が発生します。